

ご案内	各種証明書 の発行	2024年2月
	(組合員・被扶養者の方の資格関連)	<p style="text-align: center;"><b>日本郵政共済組合 共済センター</b></p> <p style="text-align: center;">◆ 被扶養者の方のご案内に関すること：被扶養者担当 ◆ その他のご案内に関すること：標準報酬・任継担当</p> <p style="text-align: center;">〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 TEL：0120-97-8484（平日 9:00～18:00） <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/">https://www.yuseikyosai.or.jp/</a></p> 

組合員の方・被扶養者の方の「資格」「資格喪失」等に関する証明書についてご案内します。

※「短期給付金」「医療費」に関する証明書につきましては、共済組合ホームページでご確認ください。  
トップページ『給付・医療費から探す』→「各種証明書（給付・医療費関連）」

## 1 証明書の種類（主なもの）

資格関連の証明書には、主に次のものがあります。

①	資格証明書（組合員ご本人／被扶養者の方）	2 ページ
②	資格喪失証明書	3 ページ
③	任意継続組合員資格喪失証明書	3 ページ
④	被扶養者資格喪失証明書	3 ページ
⑤	共済組合員期間証明書	4 ページ
⑥	被扶養者認定期間証明書	4 ページ
⑦	共済掛金等払込証明書	4 ページ

## 2 証明書を取得するには？

取得していただくには、次の方法があります。

申請書の提出による申請	『証明書発行申請書』を共済センターあてに郵送していただきます。 発行された証明書は、申請書に記載のご住所あてに郵便でお送りします。	5 ページ
電話による申請	「組合員ご本人様」の「資格証明書」は、電話でも受け付けいたします。 コールセンター（0120-97-8484）にお電話いただき、オペレーターにお申し出ください。 発行された証明書は、共済組合に登録されたご住所あてに郵便でお送りします。	6 ページ
電子申請	詳しくは共済組合ホームページをご覧ください。 <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/">https://www.yuseikyosai.or.jp/</a>	6 ページ

※ 取扱い等に変更等がある場合があります。

### 3 各種証明書について

#### ① 資格証明書

保険証（共済組合員証・被扶養者証）がお手元にないときに、病院などの医療機関等で、保険証の代わりにご使用いただける「共済組合員である・共済組合員の被扶養者である」ことを証明する書面です。

有効期間は、発行日（交付日）から 20 日間です。

- ◆ 自動的に発行されませんので、必要なときは発行申請を行ってください。
- ◆ 複数の被扶養者の方がいらっしゃる場合は、資格証明書を必要とされる方だけを申請してください。  
一通の資格証明書に、組合員ご本人様と申請された被扶養者の方が列記されます（組合員ご本人様は証明不要の場合でも、記載されます）。

#### ◇ こんな場合に

- ・ 新規に採用になった方  
⇒ 保険証が発行されるまでの間に
- ・ 保険証を紛失・毀損された方  
⇒ 再発行の手続きをされてから、お届けまでの間に
- ・ 保険証を所持していないときに、診療の必要が生じた場合  
⇒ 外出先での急病・ケガなどで、現地の病院にかかるとき 等

(A 4 判、黒色印刷)

#### ◇ 持っていないとどうなるの？

医療機関等での受診時に、保険証又は「資格証明書」を提示できないと、一時的に「かかった診療費の 10 割（全額）」を自己負担していただく必要が生じます。  
この場合でも、領収証等があれば、共済組合に後日お申し出いただくことで、ご負担になった保険診療対象となる金額のうち本来の自己負担額を除いた額（7～8割）を後日還付いたしますが、手続きの手間や日数が余分にかかることとなります。

#### ◇ イレギュラーな事態

ごくまれに、「病院の窓口等で、資格証明書による保険診療を断られてしまった」という事例が発生していることが、組合員の方からのご指摘で判明しております。  
資格証明書により受診される際は、あらかじめ、おかかりになる医療機関等に「日本郵政共済組合の資格証明書で保険診療が受けられるか」のご確認をされることをお勧めいたします。  
共済組合では、資格証明書は「組合員様の資格があることの証明書」として発行しており、上記のような医療機関等のご判断につきましては、理由等はわかりかねるところでございますので、悪しからずご了承を願えればと存じます。  
万が一、おかかりになった医療機関等でこのようなことがあった場合は、上記の『持っていないとどうなるの？』と同様の流れとなります。

## ② 資格喪失証明書

### ③ 任意継続組合員資格喪失証明書

日本郵政共済組合の「組合員」「任意継続組合員」でなくなったことの証明書です。

#### ◇ 共済組合を離れるとき

任意継続組合員の方が途中脱退される場合を除き、退職時・脱退時に、申請不要で自動的に共済組合から資格喪失証明書を送付します。任継途中脱退の場合は申請してください。

		状 況	送 付	発 送 時 期
組合員	退職	3月末以外	自動的に送付	日本郵政グループ各社から共済組合に退職情報が提供された後、おおむね4営業日以内（※1、※2）
		3月末(繁忙期)		同、おおむね6営業日以内（※1、※2）
任継組合員	満 了			資格喪失日の属する月の前月の月上旬（※3）
	途中脱退		申請が必要（※4）	申請受付後、脱退事由により異なります（※5）

※1：何らかの理由で日本郵政グループ各社からの退職情報の提供が遅れると、その分、資格喪失証明書の発行も遅れることがありますので、あらかじめご了承ください。

※2：ご退職の事実を確認したのちに発行しますので、退職日より前の発行はできません。

※3：3月31日満了の場合、3月上旬に発送します。

※4：任継組合員を脱退するときの様式である『任意継続組合員脱退申出及び任意継続掛金還付請求書』の「資格喪失証明書の発行」欄に記入（チェックボックスにチェック）してください。

※5：国保等の加入手続が必要な場合は、『任意継続組合員脱退申出及び任意継続掛金還付請求書』をご提出いただき、共済センターで受付後、一週間程度で送付する運びとなります。

#### ◇ その他、必要なとき（再発行も承ります）

『証明書発行申請書』により申請していただくか、『電子申請』をご利用ください。

#### ◇ ご注意いただきたいこと

何らかの理由によりお届けまでに日数がかかることがあります。

## ④ 被扶養者資格喪失証明書

日本郵政共済の組合員・任意継続組合員の方の「被扶養者」でなくなったことの証明書です。

#### ◇ 組合員の方が共済組合を離れるとき

扶養者である組合員・任意継続組合員の方と「同時に」資格喪失となる場合は、すべての被扶養者の方の分を、自動的に共済組合から送付します。

#### ◇ 被扶養者の方のみが資格喪失となる場合

##### ◆ 申請が必要となる場合

被扶養者の方が下表の取消事由により資格喪失する場合は、資格喪失証明書の発行には「共済組合への申請」が必要となります。

『証明書発行申請書』を送付していただくか、電子申請をご利用ください。

申請が必要となる 資格喪失の取消事由	被扶養者の方が、他の社会保険に加入されるとき
	同じく、就職されるとき
	同じく、後期高齢者医療制度に加入されるとき
	同じく、亡くなったとき

- ◆ 自動的に送付となる場合  
上記の「申告が必要となる場合」以外では、資格喪失時に、資格喪失証明書を自動的に送付します。

◇ ご注意いただきたいこと

『証明書発行申請書』により申請いただいた場合、申請書の受付けから発送までおおむね12営業日以内に発行し、申請書にご記入のご住所あてに郵送します。  
4月などご申請の集中する時期は、おおむね17営業日以内の発行となります。  
何らかの理由によりお届けまでに日数がかかることがあります。

⑤ 共済組合員期間証明書

⑥ 被扶養者認定期間証明書

日本郵政共済の組合員・被扶養者としての資格を有していた期間の証明書です。

必要とされる方は、『証明書発行申請書』により申請していただくか、「電子申請」をご利用ください。

⑦ 共済掛金等払込証明書

無給休職者の方や、任意継続組合員の方が、「確定申告」のために対象期間中に共済組合に直接納められた共済掛金等の額の証明書です。

◇ 払込取扱票・自動払込等で、掛金等を直接納めていただいている場合

共済組合に直接納めていただいた掛金等については、払込証明書を自動的にご自宅あてに郵送していますので、発行申請は不要です。  
送付時期は、例年、確定申告が開始される前（2月上旬ごろ）となります。

◇ その他、必要なとき（再発行も承ります）

『証明書発行申請書』により申請していただくか、「電子申請」をご利用ください。

## 4 申請の方法

### ①申請書の提出による申請

専用様式の『証明書発行申請書』に必要事項をご記入いただき、共済センターあてに郵送によりご提出いただきます。

共済センターで受付後、おおむね1週間程度で、申請書にご記入のご住所あてに、証明書を郵送でお届けします。

(様式は共済組合ホームページからダウンロードしていただけます。)

<https://www.yuseikyosai.or.jp/>

トップページ『用語から探す』→「資格喪失／掛金払込証明書」)

### ◇ 対象となる証明書

すべての資格関係証明書の発行を申請していただくことができます。  
各証明書が必要な場合で次にあてはまるときは、発行申請してください。

	証明書の名称	発行申請が必要となる場合
①	資格証明書	自動発行されませんので、必要なときに申請してください。
②	資格喪失証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発行を希望するとき</li> <li>その他、必要があるとき</li> </ul> (退職時には、自動発行されるので申請不要です)
③	被扶養者資格喪失証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の社会保険に加入するとき</li> <li>就職するとき</li> <li>後期高齢者医療制度に加入するとき</li> <li>亡くなったとき</li> </ul> (上記以外の理由や、組合員の退職等に伴って資格を喪失したときは、自動発行されるので申請不要です)
④	任意継続組合員資格喪失証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>中途脱退のとき</li> <li>再発行を希望するとき</li> <li>その他、必要があるとき</li> </ul> (満了脱退のときは、自動発行されるので申請不要です)
⑤	共済組合員期間証明書	自動発行されませんので、必要なときに申請してください。
⑥	被扶養者認定期間証明書	自動発行されませんので、必要なときに申請してください。
⑦	共済掛金等払込証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発行を希望するとき</li> <li>その他、必要があるとき</li> </ul> (基本的には、確定申告が開始される前に自動発行されるので申請不要です)

## ◇ 申請方法

- ① 『証明書発行申請書』を共済組合ホームページからダウンロードし、印刷してご使用ください。(https://www.yuseikyosai.or.jp/ トップページ『用語から探す』→「資格喪失/掛金払込証明書」)

プリンタをお持ちでないなど、印刷できない場合は、コールセンターにお電話ください(0120-97-8484)。用紙を郵送いたします。

- ② 記入された『証明書発行申請書』を、共済センターの担当あてに郵送してください。郵送料は、差出人様負担となります。  
なお、電子メールによる受付は行っておりませんので、必ず郵送してください。

あて先	組合員ご本人様の分のみの申請	〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬担当
	被扶養者の方の分を含む申請	〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当

## ② 電話での申請

※「組合員ご本人様」の「資格証明書」は、電話でも申請を受付いたします。

コールセンターにお電話いただくことで、発行申請を受け付けます。  
電話での受付後、おおむね一週間程度で、共済組合に登録されているご住所あてに、郵便でお送りします。

## ◇ 申請方法

- ① 日本郵政共済組合コールセンターに、組合員ご本人様からお電話ください。  
0120-97-8484 (平日 9:00~18:00)
- ② ガイダンスにあわせ、お問い合わせ内容の番号は「5」を選択してください。
- ③ オペレーターに「資格証明書の発行希望」とお伝えください。  
その際に、次のことについて確認させていただきます。
- ・ 組合員ご本人様からのお電話であること
  - ・ 資格証明書の対象はご本人様のみであること (被扶養者の方を含まないこと)
  - ・ 資格証明書の送付先は、共済組合に登録されたご住所あてとなること
  - ・ その他、ご本人様確認のための必要事項
- ④ 「ご本人様からのお電話で、ご本人様のみを対象」など、必要なことについて確認できましたら、電話での申請を受け付けいたします。

## ◇ ご注意ください

ご本人様以外の方からのお電話(ご家族、勤務先の方 他)の場合・資格証明書の対象に被扶養者の方を含む場合・勤務先にお届出のご住所以外の場所に送付を希望される場合には、『証明書発行申請書』の郵送によるご提出が必要となります。  
詳しくはオペレーターからご説明します。

## ③ 電子申請

詳しくは共済組合ホームページをご覧ください。  
https://www.yuseikyosai.or.jp/